

移動等円滑化取組報告書（航空旅客ターミナル施設）

（令和4年度）

住 所 沖縄県宮古島市平良字下里1657-128

事業者名 宮古空港ターミナル株式会社

代表者名 代表取締役社長 下地 義治  
 （役職名および氏名）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる航空旅客ターミナル施設	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
旅客ターミナル内トイレ	2022年度に旅客ターミナル2階トイレ（男性用2箇所、女性用2箇所、バリアフリー1箇所）のリニューアルを計画。和式便器から洋式便器への変更や、折り畳み式ベビーベッドの設置等を予定しており、機能向上、利便性向上に努める。	旅客ターミナル2階トイレのリニューアルを実施。和式便器から洋式便器への変更（4器）、折り畳み式ベビーベッド（2台）設置。

② 航空旅客ターミナル施設を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
関係機関との連携	バリアフリー関係法令の改定など常に最新の情報を収集し、職員の資質向上に努めるとともに、移動円滑化経路を構成する設備の更新や施設の改修などを実施する際は、事前に計画について各行政機関と十分な調整を行ったうえで実施する。	令和4年10月に開催された「空港施設ユニバーサルデザインセミナー」に参加し、職員の資質向上に努めた。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
案内誘導表示内容の検討 関係機関との連携	施設内の案内誘導表示内容について継続して検討を行い、必要な箇所があれば内容の更新を行う。  飛行機の乗降客に対する介助は航空運送事業者が行っており、到着客がバス・タクシーを利用して移動する場合、お客様の要望を聞き各乗降場までの案内及び介助を行っている。今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。	2階のトイレ改修工事に伴い入口のサイン表示を大きく見やすい内容に更新した。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
自社WEBサイトを利用した情報提供 関係機関との連携	自社が運営するWEBサイトに路線バス、タクシー乗り場の案内や、各公共交通機関のWEBサイト情報を掲載している。  施設1階の観光案内所でバス・タクシーの乗降場、出発時刻等の問い合わせに随時対応している。また、筆談用具を用いて情報提供しており、今後も関係機関との連携を図り人的支援の充実に努める。	施設1階の観光案内所にバスの時刻表示モニターが設置された。しかし、案内所職員が不在となっているため職員の常時配置を要請している。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修会等への参加	(一社)全国空港事業者協会が主催する技術研修会、その他バリアフリーの研修会などに積極的に参加しバリアフリー関係の情報取得に努め、職員の知識向上、施設の営繕に反映させる。	令和4年10月 空港施設ユニバーサルデザインセミナー参加 令和4年11月 技術研修会参加

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての航空旅客ターミナル施設の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター等の活用による広報	エレベーター及び身障者用トイレ等の適正な利用についてポスター等の掲示により利用者への周知に努める。	バリアフリートイレの適正な利用についてポスターを掲示するなど利用者への周知に努めた。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

関係機関が参加し毎月開催される宮古空港安全推進懇話会において、課題や情報の共有を行った。  
引き続き関係機関との情報共有を行い、移動円滑化に関連する課題があれば随時対応を行う。

(3) 報告書の公表方法

自社が運営するWEBサイトに掲載 (<https://miyakoap.co.jp>)

(4) その他

II 航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化の達成状況(航空旅客ターミナル施設ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

航空旅客ターミナル施設の名称	所在都道府県 市町村	一日当たりの 利用者数	公共交通移動等 円滑化基準省令 適合の有無	段差への対応	搭乗ゲートの数	視覚障害者 誘導用ブロックの 設置の有無	案内設備の 設置の有無	障害者対応型 便所の設置の 有無
宮古空港ターミナルビル	沖縄県宮古島市	4,182 人	○	○	総数 5 旅客搭乗橋 設置数 (3)	○	○	○
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
					総数 旅客搭乗橋 設置数			
(合計) 計1ターミナル			1	1	総数 5 旅客搭乗橋 設置数 (3)	1	1	1

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の航空旅客ターミナル施設を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ① 中小企業者でない。 ② 大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○